

一二連海第 6 - 3 号
令和 6 年 1 2 月 2 日

神奈川県漁業調整委員会会長 様

一都二県連合海区漁業調整委員会

会長 櫻 本 和 美



東京湾横断道路木更津人工島「海ほたる」周辺海域における
水産動植物の採捕及び遊漁船業の禁止に係る一都二県連合海
区漁業調整委員会指示第 1 7 号(案)の発動について (協議)

このことについて、令和 6 年 1 1 月 2 7 日に開催された第 2 6 回一都二県連
合海区漁業調整委員会において、漁業法第 1 2 0 条第 1 項の規定による東京湾
横断道路木更津人工島「海ほたる」周辺海域における水産動植物の採捕及び遊
漁船業の禁止に係る一都二県連合海区漁業調整委員会指示第 1 7 号(案)の発動
が議決されましたので、貴委員会に協議いたします。

なお、併せて、貴都県の海面利用協議会への事前協議をお願いします。

一都二県連合海区漁業調整委員会指示第17号（案）

東京湾横断道路木更津人工島「海ほたる」周辺海域における水産動植物の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

令和7年2月 日

一都二県連合海区漁業調整委員会
会 長

（水産動植物の採捕及び遊漁の案内の禁止）

- 1 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域（以下「区域」という。）において、水産動植物の採捕をし、又は遊漁の案内（船舶により乗客を区域に案内して水産動植物を採捕させることをいう。）をしてはならない。ただし、試験研究機関等が試験研究等の目的で行うものであって、一都二県連合海区漁業調整委員会が適当と認めたものについては、この限りでない。

ア 北緯35度27分43.2秒、東経139度52分55.9秒の点

イ 北緯35度27分30.7秒、東経139度52分43.2秒の点

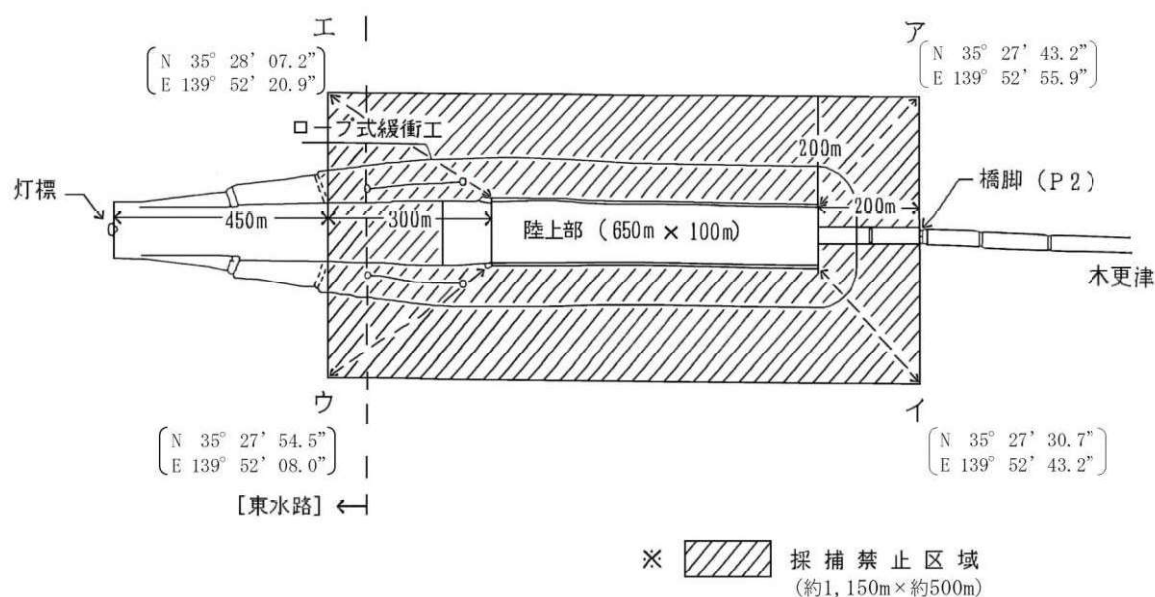
ウ 北緯35度27分54.5秒、東経139度52分08.0秒の点

エ 北緯35度28分07.2秒、東経139度52分20.9秒の点

（指示の有効期間）

- 2 この指示の有効期間は、令和7年3月1日から令和9年2月28日までとする。

（採捕禁止区域図）



第 2 6 回一都二県連合海区漁業調整委員会次第

日時：令和 6 年 11 月 27 日（水）午後 1 時 30 分から

場所：かながわ県民センター ホール

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 出席者紹介
- 4 議長選出
- 5 議事録署名人選出
- 6 議 事
 - （１）監視活動状況等について（報告）
 - （２）東京湾横断道路木更津人工島「海ほたる」周辺海域における水産動植物の採捕及び遊漁船業の禁止に係る一都二県連合海区漁業調整委員会指示第 1 7 号（案）について
 - （３）委員会指示第 1 7 号の発出までの手続き等について
 - （４）次期会長海区について
- 7 その他